

東浦町生涯スポーツ振興計画

(平成 28 年度～37 年度)

人もまちも元気！ みんなでスポーツ ひがしうら



第 40 回東浦マラソン

平成 28 年 3 月

東 浦 町 教 育 委 員 会

は じ め に



スポーツ基本法には「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と記述されています。最近の日本のスポーツを眺めてみると、多くの種目のスポーツで、大きな文化の花を咲かせていると言っていいでしょう。また、スポーツはプレイする楽しみとしてだけでなく、見るスポーツとしても花開くようになってきました。多種多様なスポーツが盛んになり、その楽しみ方も多様化していることは、日本社会が成熟したことの証とも言えます。

現代社会は高齢社会となっており、平均寿命よりも健康寿命の延伸が必要とされています。町民それぞれの目的やライフステージに応じたスポーツに親しむ機会を作り出し、スポーツ環境を充実することが求められています。

そこで、多様なニーズに対応する新たなスポーツ振興計画を策定し、その施策の推進に取り組んでいくことにしました。昨年度より、広く町民の皆様にアンケートを行い、その結果も踏まえ、第5次東浦町総合計画にある「活力ある生涯スポーツの町ひがしうら」の実現に寄与できるものとして東浦町の生涯スポーツ振興計画をまとめました。今後はこの計画に沿って町民の皆様と共にスポーツ振興に取り組んでまいります。人も地域も元気あふれる生涯スポーツのまちづくりへのご理解ご協力をお願いいたします。

本計画を策定するにあたり、町民の皆様の意識調査等により貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げるとともに、ご提言ご協力を賜りました生涯スポーツ振興計画委員の方々、並びに関係各位にお礼を申し上げ、発行のご挨拶とします。

平成 28 年 3 月

教育長 恒 川 渉

目 次

第1章	策定にあたって	1
1-1	策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置づけと推進期間	2
1-3	計画策定の視点	3
第2章	スポーツ推進に関する現状と課題	4
2-1	スポーツ推進に関する現状	4
2-2	東浦町スポーツ振興の課題	17
第3章	基本的な方向性	18
3-1	東浦町がめざす姿	18
3-2	施策の方向	20
3-3	施策の体系	21
第4章	施策の展開	22
4-1	スポーツに親しむ機会の創出	22
4-2	スポーツ環境の充実	27
4-3	スポーツ推進を支える人・組織の育成と活性化	29
第5章	計画の推進	32
5-1	推進体制	32
参 考 資 料		34
1	策定経緯	34
2	東浦町生涯スポーツ振興計画委員会名簿	34
3	東浦町生涯スポーツ振興計画委員会設置要綱	35
4	スポーツ基本法	36

第1章 策定にあたって

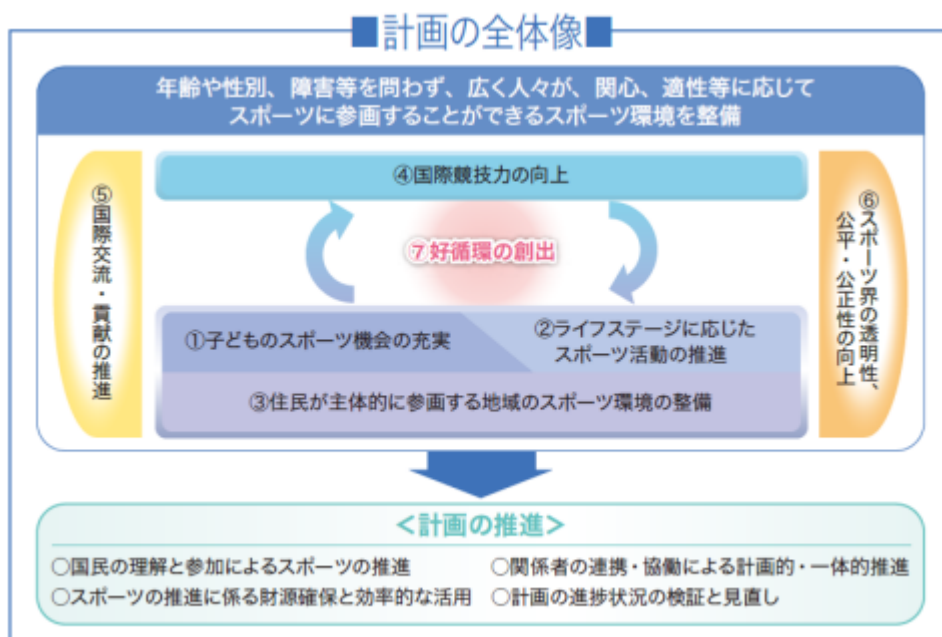
1-1 策定の背景と目的

平成 23 年 6 月にスポーツ振興法が 50 年ぶりに全面改正され、新たにスポーツ基本法が策定されました。その中で、都道府県及び市町村の教育委員会が、スポーツ基本法を参考にして、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることが規定されています。

国は、この規定に基づき、平成 24 年 3 月に「スポーツ基本計画」を策定しました。

本町では、平成 18 年度から 27 年度までを計画期間とする「東浦町生涯スポーツ振興計画」を策定し、行政、地域、家庭、学校、スポーツ団体等、様々な立場の人々がともに力を合わせて、健康で心豊かな生活をともに送ることができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、取り組んできました。このスポーツ振興計画は、平成 27 年度に計画期間が満了となり、また、第 5 次東浦町総合計画（2011 年度～2020 年度）の中においても、よりよい生涯スポーツ社会の実現を目指した推進施策を位置づけ、その実現に向け取り組んできました。

このような背景を踏まえ、本計画は、町民がスポーツや運動、レクリエーション活動を日常生活の中に取り入れることにより、心と体の健康の保持増進を図り、明るく豊かな町づくりのために必要な施策及びその進め方を示すものです。これまでのスポーツ推進の取組を継続・充実させるとともに、町民一人ひとりがそれぞれのライフステージや興味関心等に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しみ、「活力ある生涯スポーツの町ひがしうら」を実現することを目的として、「東浦町生涯スポーツ振興計画」を策定します。



出典：スポーツ基本計画リーフレット（文部科学省）2012 年 5 月

1-2 計画の位置づけと推進期間

(1)計画の位置づけ

本計画は、国の「スポーツ基本法」及び「スポーツ基本計画」、ならびに県の「愛知県スポーツ推進計画（いきいきあいち スポーツプラン）」を参考に、本町の実情に即したスポーツの推進に関する理念や方向性を明らかにするとともに、これまでのスポーツ推進の取組や、既存のスポーツ施設を有効活用した取組、スポーツ推進を担う人材や組織との連携・協働による取組を総合的かつ体系的に推進していくための指針となるものです。

また、町の上位計画である「第5次東浦町総合計画」やその他の関連計画と連携し、総合的かつ体系的に町民のスポーツ活動を推進します。

対象とするスポーツの範囲

本計画では、「スポーツ」を、一定のルールに基づいて勝敗や記録を競う競技だけでなく、ジョギングやウォーキング、健康体操などの比較的軽い運動、さらに野外活動やレクリエーション、健康体力づくりのための活動など、目的意識をもった身体活動全般を広く「スポーツ」としてとらえています。

(2)計画の推進期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の計画とします。ただし、5 年目の平成 32 年度を中間見直しの年とします。

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
国スポーツ基本計画	H24 年度 より									
愛知県いきいきあいちスポーツプラン	H25 年度 より									
第5次東浦町 総合計画	H23 年度 より									
東浦町生涯スポーツ 振興計画	H18 年度 より									
			新計画 作成					中間見 直し		H37 年 度まで

1-3 計画策定の視点

＜スポーツ推進の意義＞

●健康増進、介護予防のためのスポーツ

継続的に行う軽い運動は、生活習慣病の予防や身体機能の維持、増進のために効果があります。特に近年、「健康寿命」という考え方が重視されるようになり、介護予防の取組が広まりつつあります。子どもから高齢者まで、障がいのある方も含めて、能力に応じたスポーツを行うことで、町民全体の健康増進につながり、医療費の削減なども期待されます。

●子どもの心身の成長を促すスポーツ

子どもの頃にスポーツに取り組むことは、子どもの体力づくりに加え、集団行動やルールに従って行動する意識、集中力やコミュニケーション能力の向上など、心身の成長において大きな意味を持ちます。また、子どもの頃にスポーツが好きになると、大人になっても機会があればスポーツをしようとする傾向があるとされており、子どものうちにスポーツの楽しさを体感できる機会を持つことが重要です。

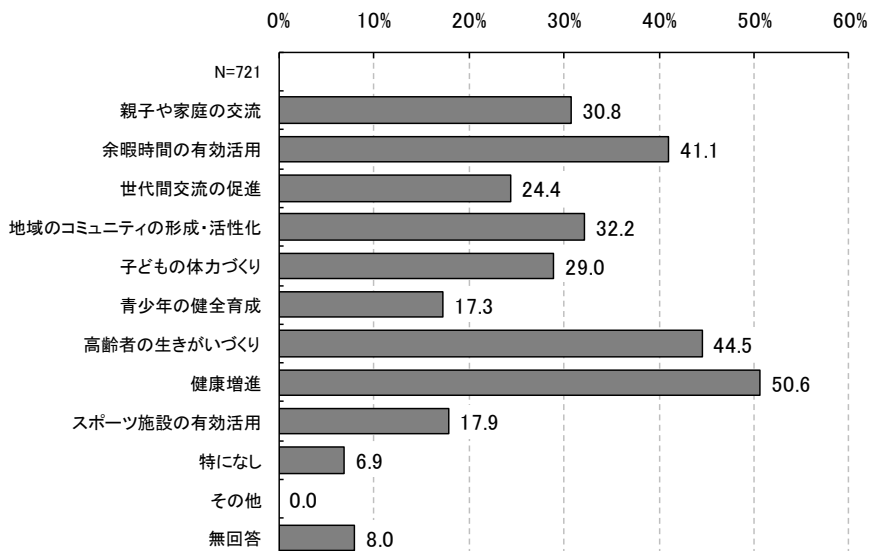
●生きがいを育むスポーツ

スポーツは、上達することの楽しみや仲間と一緒にやる楽しみ、上手くいった時の達成感など、様々な楽しみ方ができます。日常的な気晴らしやストレス解消、生きがいの創出など、精神的な効果が期待できます。また、「する」スポーツだけでなく、「みる」「支える」といった様々な関わり方があり、あらためてスポーツを身近なものとしてとらえなおすことも重要です。

●地域の絆を支えるスポーツ

スポーツは、集団で力を合わせたり、競い合ったりすることで、人と人とのコミュニケーションを生み出すものです。「スポーツ基本法」にも「スポーツは世界共通の人類の文化」とあるように、オリンピックやワールドカップなど、国際的な交流もスポーツの力で行われています。スポーツを行う人が増え、イベントや教室に参加することは、地域内の交流を生み出し、コミュニティを活性化させることにも効果があります。

■スポーツ振興に期待する効果



資料：東浦町生涯スポーツアンケート調査(H27)

第2章 スポーツ推進に関する現状と課題

2-1 スポーツ推進に関する現状

(1) 市民のスポーツ実施状況と意識

本計画の策定にあたり、20 歳以上の市民 2,000 人を対象とした生涯スポーツアンケート調査を行いました。

(H27 年 1 月実施 回収数 721 件、回収率 36.1%)

①スポーツ実施率・目的

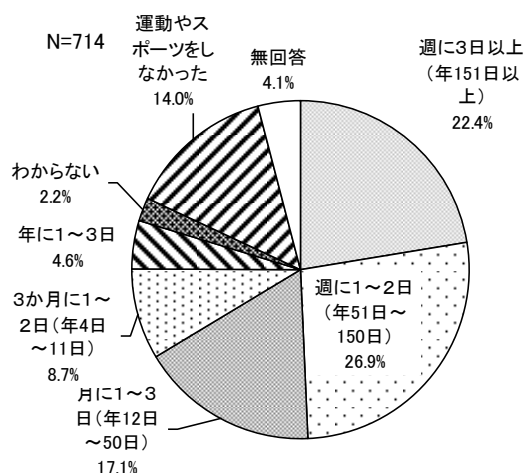
成人の週 1 回以上のスポーツ実施率は約 49.3%となっています。これは平成 16 年度実施率 43%に比べやや向上しており、平成 27 年度の町目標の 47%をクリアしています。また、国(47.5% H25)、県(45.5% H25)の実施率と比較してもよい値となっています。

アンケートの年齢別の割合でみると、年代が上がると実施率が高くなり、60 代、70 代の実施率は 60%を超えています。20 代、30 代は 30%程度の実施率で、世代間の差が顕著になっています。また、「月に 1～3 日以下」「ほとんどしない」という人の割合も 30%程度あります。

スポーツをする目的として、健康保持や体力増進・向上が最も多くなっています。高齢化に伴う健康意識の高まりも顕著です。

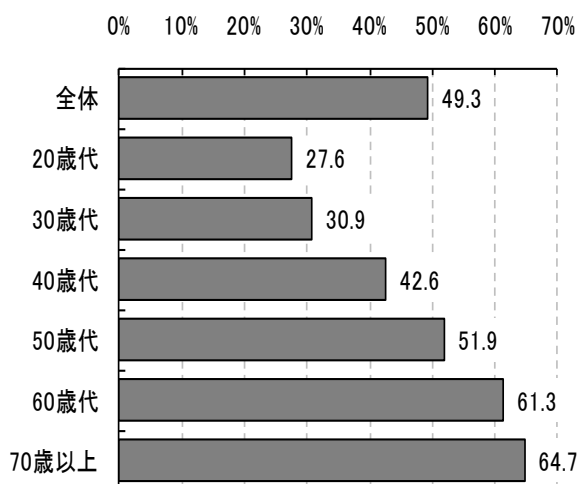
また、余暇の有効利用やストレス解消、運動・スポーツが好き、ダイエット、友達づくりなど目的は多様になっています。反面、競技会のためにスポーツをする人は多くはありません。

■成人の週 1 回以上のスポーツ実施率



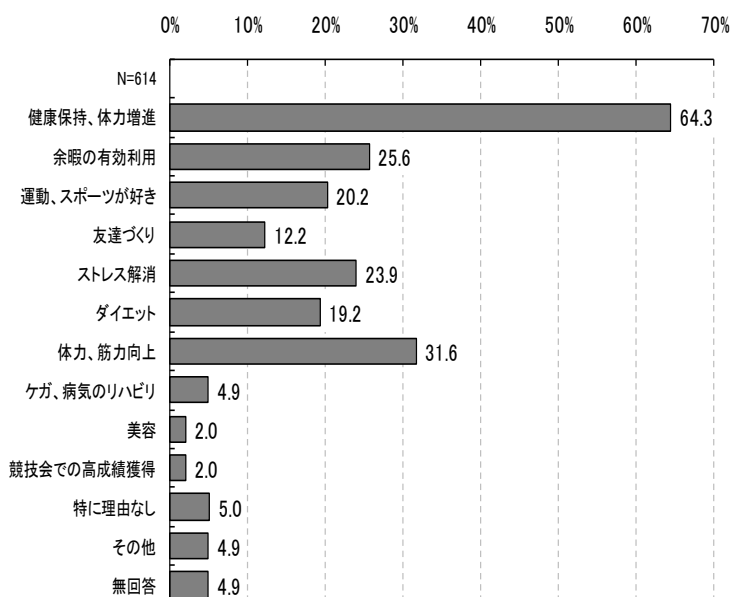
資料:東浦町生涯スポーツアンケート調査(H27)

■年齢別の週 1 回以上のスポーツ実施率



資料：東浦町生涯スポーツアンケート調査(H27)

■スポーツを行っている理由



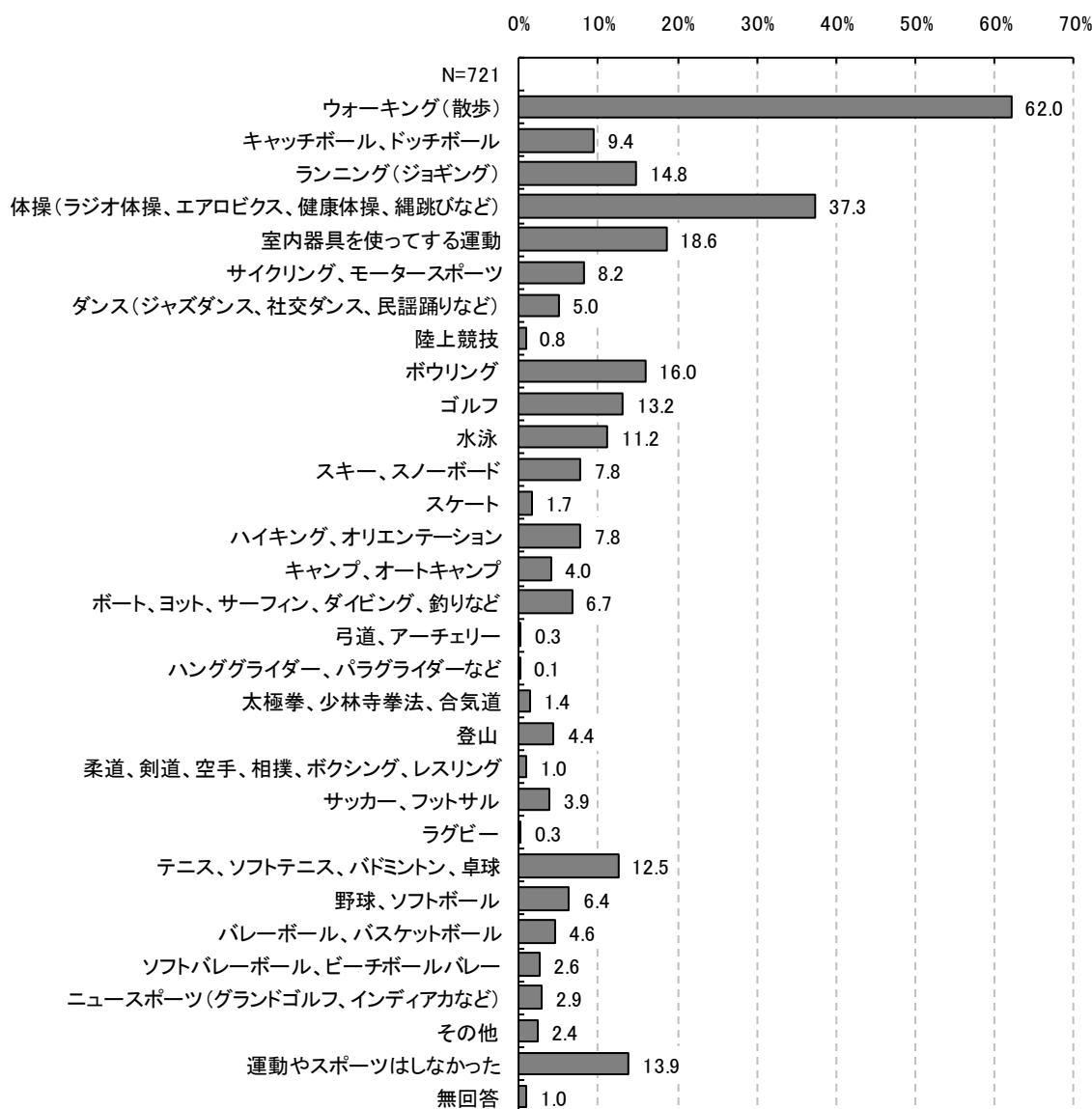
資料：東浦町生涯スポーツアンケート調査(H27)

②運動・スポーツ種目

スポーツを定期的に行っている人は、「ウォーキング」「ジョギング」「体操」「室内器具を使ってする運動」などに親しむ人が多いことがわかります。また、「ボウリング」「ゴルフ」「テニス」「バドミントン」「卓球」など、仲間や家族で楽しむスポーツも人気があります。その他にも「水泳」「キャッチボール」「スキー」「スノーボード」「ハイキング」「登山」「キャンプ」「ヨット」「サーフィン」「野球」など、様々なスポーツに親しんでいるようです。

一方、「運動やスポーツはしなかった」と回答した方は14%で前回の31%から大きく向上しています。「全国体力・スポーツに関する世論調査(H25)」における結果の19.1%と比べても、町民の運動・スポーツの実施率は比較的良好な傾向がみられ、全体の傾向として、様々なスポーツ種目への広がりがみられます。

■この1年間に行った運動やスポーツ

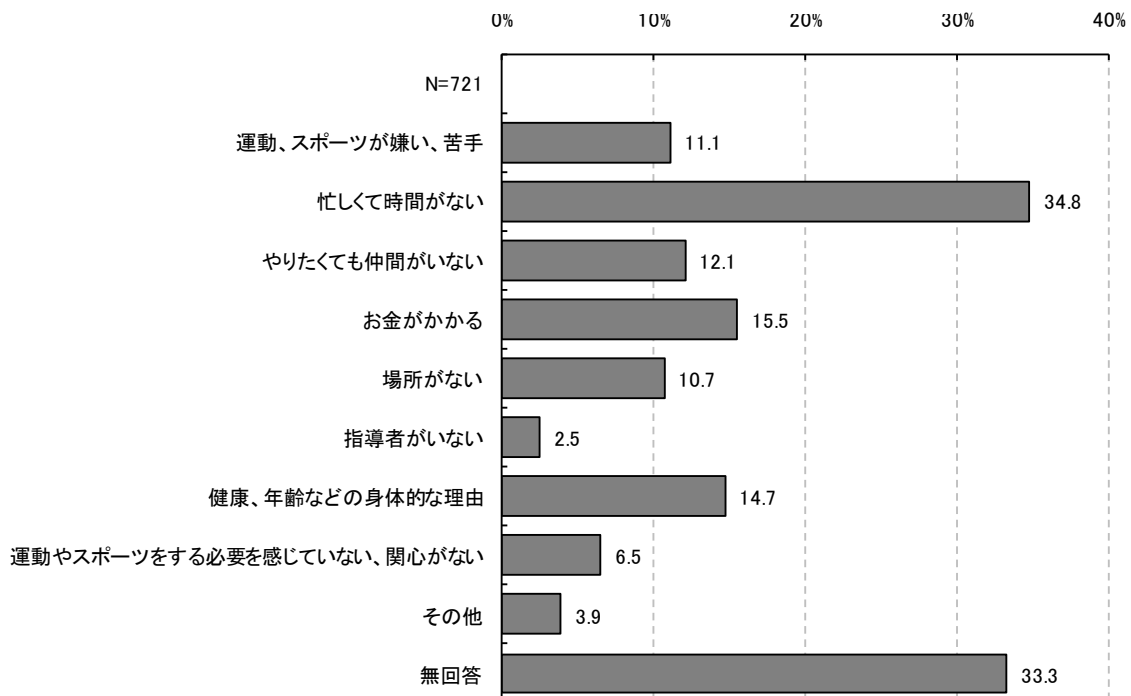


資料：東浦町生涯スポーツアンケート調査(H27)

③スポーツをしていない、思うようにできない理由

運動・スポーツをしていない、思うようにできない理由は「忙しくて時間がない」が最も多く、以下「お金がかかる」「健康、年齢などの身体的な理由」「仲間がいない」などの順となっています。「場所がない」という理由は上位になっておらず、無回答が多いのは、現状への満足度ととらえることもできます。

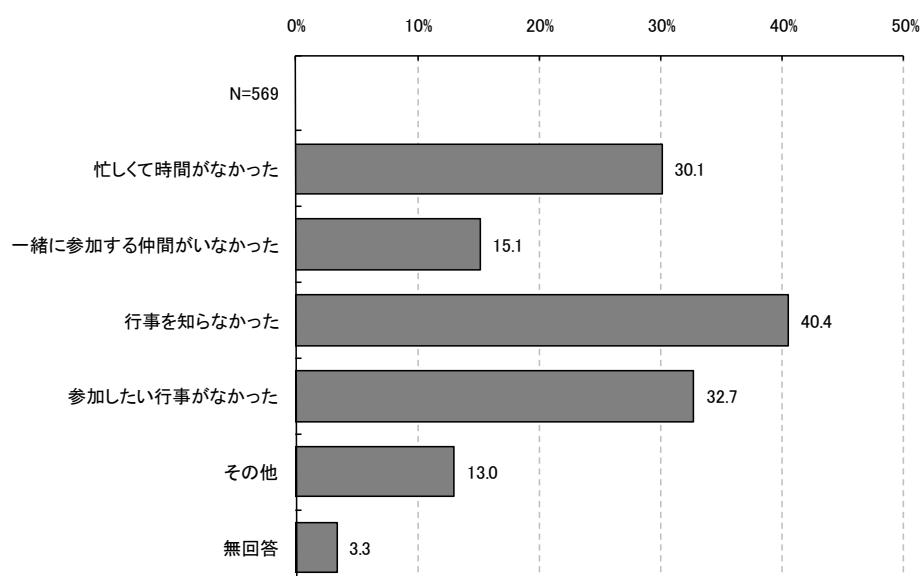
■スポーツをしていない、思うようにできない理由



資料：東浦町生涯スポーツアンケート調査(H27)

町主催のスポーツ行事に参加しなかった理由としては、「行事を知らなかった」という理由が最も多く、以下「参加したい行事がなかった」「忙しくて時間がなかった」などの順になっています。スポーツ関連情報の提供のあり方については今後の課題として取り組んでいきます。

■町スポーツ行事へ参加しなかった理由



資料：東浦町生涯スポーツアンケート調査(H27)

④子どもの体力・運動能力の現状

平成 26 年度に町内の小中学校で実施された体力・運動能力調査結果について、前回計画策定時の平成 18 年度と比較したところ、小学校 5 年生男子では「上体起こし」と「20mシャトルラン」で記録の向上が見られますが、全国平均と比べるとまだ低い状況です。「ソフトボール投げ」の記録は少し下がりました。小学校 5 年生女子では、3 種目に記録の向上が見られましたが、全国平均と比較すると平均を上回る種目はなく、4 種目が平均を下回っています。



区民体育祭での演技

中学 2 年生男子では平成 18 年度との比較で「上体起こし」と「反復横とび」の記録に向上が見られ、特に「反復横とび」については全国平均を上回っています。中学 2 年生女子においては、平成 18 年度との比較で「握力」「ハンドボール投げ」の記録が下がり、また全国平均を下回っている状況です。

■体力・運動能力調査結果比較表 ○：全国平均値より 3%上回る △：3%下回る

小5男子

	H18 東浦町 平均	H26 東浦町 平均	H18 との 比較	H26 全国 平均	全国 との 比較
握力(kg)	16.8	16.5	-	16.6	-
上体起こし(回)	16.7	18.8	○	19.6	△
長座体前屈(cm)	32.9	32.6	-	32.9	-
反復横とび(点)	39.4	40.2	-	41.6	△
20mシャトルラン(回)	40.5	44.6	○	51.7	△
50m走(秒)	9.2	9.4	-	9.4	-
立ち幅跳び(cm)	151.4	154.3	-	151.7	-
ソフトボール投げ(m)	23.8	22.7	△	22.9	-

小5女子

	H18 東浦町 平均	H26 東浦町 平均	H18 との 比較	H26 全国 平均	全国 との 比較
握力(kg)	16.5	15.5	△	16.1	△
上体起こし(回)	14.9	17.2	○	18.3	△
長座体前屈(cm)	37.1	37.9	-	37.2	-
反復横とび(点)	36.3	36.7	-	39.4	△
20mシャトルラン(回)	30.9	33.6	○	40.3	△
50m走(秒)	9.5	9.6	-	9.6	-
立ち幅跳び(cm)	142.6	148.4	○	144.8	-
ソフトボール投げ(m)	14.0	13.7	-	13.9	-

中2男子

	H18 東浦町 平均	H26 東浦町 平均	H18 との 比較	H26 全国 平均	全国 との 比較
握力(kg)	28.0	28.2	-	29.0	△
上体起こし(回)	25.4	28.1	○	27.5	-
長座体前屈(cm)	46.1	43.0	△	42.9	-
反復横とび(点)	49.8	53.9	○	51.3	○
持久走(秒)	387.4	386.3	-	392.9	-
50m走(秒)	7.8	7.8	-	8.0	-
立ち幅跳び(cm)	195.4	194.4	-	193.4	-
ハンドボール投げ(m)	21.8	21.3	-	20.9	-

中2女子

	H18 東浦町 平均	H26 東浦町 平均	H18 との 比較	H26 全国 平均	全国 との 比較
握力(kg)	23.1	21.8	△	23.5	△
上体起こし(回)	22.6	24.0	○	23.4	-
長座体前屈(cm)	43.3	43.5	-	45.3	△
反復横とび(点)	45.6	46.6	-	46.3	-
持久走(秒)	300.5	293.7	-	289.5	-
50m走(秒)	8.7	8.8	-	8.9	-
立ち幅跳び(cm)	161.5	163.4	-	166.9	-
ハンドボール投げ(m)	13.0	12.4	△	13.2	△

出典：全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

(2) スポーツ活動の概要

①スポーツ教室

毎年、参加者のニーズをふまえて実施し定員を上回る教室もあり好評です。平成 26 年度は子ども体操（園児）をはじめ、親子体操、卓球など9種 13 講座を実施しました。243名が受講し、のべ2591名の参加がありました。幼児児童対象が9講座、親子対象が1講座、一般対象が3講座です。幼児児童対象の講座では、受講後、保護者がサークルを設立し、継続してスポーツ活動に取り組む様子も見られました。

■平成26年度スポーツ教室開催講座

開催時期（5月中旬から11月中旬）

教 室 名	対象	受講者数	回数	教 室 名	対象	受講者数	回数
子ども体育年長A	年長園児	20	12	女性ストレッチ&エアロ	一般女性	30	12
子ども体育年中A	年中園児	20	12	スラックライン	一般	20	12
子ども体育年長B	年長園児	17	12	初心者キッズダンス	年中～ 年長園児	20	12
子ども体育年中B	年中園児	20	12	ジュニア水泳 （ヤドカリ）	小1～小2	14	7
親子体操	年少園児 及び保護者	36	12	ジュニア水泳 （アヒル）	小3～小6	17	7
子ども卓球教室	小1～小6	11	12	ミニテニス体験教室	一般	17	2
ジュニアソフトテニス	小4～小6	19	12				

②みんなでスポーツを楽しむ会

総合型スポーツクラブの設立を視野に入れ、それぞれの小学校区で様々な世代の方が気軽にスポーツに親しめる場を提供しています。スポーツ推進委員、地区のスポーツ指導者やスポーツボランティアが指導にあたり、それぞれの地区で継続的に活動し回数も年々増えてきています。

■平成 26 年度開催状況

地 区	開催日	場 所	種 目	開催回数
新 田 地 区	土 曜 午 前	卯ノ里小学校	ビーチボールバレー	14
石 浜 地 区		片葩小学校	ミニテニス	29
生 路 地 区		生路小学校	ミニバスケットボール	30
藤 江 地 区	木 曜 夜 間	藤江コミュニティセンター	ソフトバレーボール	45

③東浦マラソン

昭和50年に第1回東浦町民マラソン大会が開催されました。当初のコースは役場～県営東浦住宅(石浜)間で、160名が参加しました。第26回大会(平成11年:参加者2,147名)より、会場を「あいち健康の森公園」に移しました。第27回大会(平成13年:参加者1,773名)より名称を「東浦マラソン」に変更し、町民大会からオープン大会とし、町外の方も参加可能としました。JR大府駅よりシャトルバスを運行していることもあり、近隣市町その他、県外からの参加も多くなりました。第39回より10kmコースを変更し給水所も設けました。また、物産展では東浦町のPRをしています。



参加者4000人規模の東浦マラソン

■過去5年間の開催状況

大会名	第36回	第37回	第38回	第39回	第40回
開催日	2010.12.19	2011.12.18	2012.12.16	2013.12.15	2014.12.21
参加人数	4,300	4,336	4,103	3,841	3,737

④愛知駅伝

愛知万博メモリアル市町村対抗駅伝競走大会(通称:愛知駅伝)に本町も第1回目から参加し、町村の部では第9回大会までに6度の優勝を遂げ、強豪チームとして注目を集めています。

実行委員会で年間計画を立て、小中学生への練習会(年2回)や選手選考会(年3回)を開催し、広く選手を募集しています。また、実業団選手や選手OBの協力を得て、毎年よりよいチームづくりをめざしています。

選手練習会(年7回)では、小学生から大人までが一緒に汗を流し、東浦町代表チームとして一丸となって、毎年記録に挑戦しています。

《開催日》 12月第1土曜日

《場所》 愛・地球博記念公園

《コース》 公園内周回コース
11区間(32.9km)



第9回 愛知駅伝

■東浦町代表チームの実績 (町村の部)

大会	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
順位	優勝	5位	6位	3位	優勝	優勝	優勝	優勝	優勝
区間賞	1区間	1区間	1区間	なし	5区間	4区間	6区間	4区間	3区間

⑤各地区コミュニティでのスポーツ関係活動

各地区コミュニティの体育部会で、地区の住民に向けて、気軽に参加してもらえるスポーツ関係行事を企画し行っています。種目や活動内容については、地域の実態に応じて、より多くの住民が楽しめるよう工夫をしています。

■コミュニティ主催スポーツ関係行事

月	大会・行事名
4 月	ハイキング（森岡、生路）、グラウンドゴルフ大会（森岡、石浜）
5 月	ウォーキング（森岡、緒川、石浜、生路）
6 月	グラウンドゴルフ大会（藤江）
7 月	マレットゴルフ大会（森岡）、ウォーキング（生路）
8 月	水中ゲーム大会（新田）、グラウンドゴルフ大会（緒川）
9 月	ビーチボールバレー大会（新田）
10月	区民体育祭（全地区）、ウォーキング（生路）
11月	ソフトボール大会（森岡）ハイキング（石浜）
12月	ジョギング大会（藤江）
1 月	カローリング大会（緒川）、ボウリング大会（石浜）
2 月	ソフトボール大会（森岡）、スポーツフェスタ（生路）
3 月	マラソン（藤江）

⑥スポーツ指導者養成講習会

平成 16 年度より町内のスポーツ指導者に対し、指導技術向上をめざし指導者養成講習会を開催しています。スポーツにおける安全など今日的なニーズをふまえ、町独自のプログラムを組み、専門的な学習の場を提供しています。スポーツ推進委員や各団体・クラブの指導者だけでなく一般の方の参加もあり好評です。平成 26 年度までに、参加者のべ 900 名の方が受講しています。



スポーツマッサージの講習

■平成 26 年度開催状況

日時	会場	講座名・講師	受講者数
第 1 回 9/18	はなのき会館 研修室	「運動と栄養」 あいち健康森健康科学総合センター職員	34 人
第 2 回 9/27	町 体 育 館 柔 剣 道 場	「安全・効果的なセルフストレッチング指導」 JCCA アドバンストレーナー	35 人
第 3 回 10/11	町 体 育 館 柔 剣 道 場	「コーディネーショントレーニング」 あいち健康森健康科学総合センター講師	32 人
第 4 回 10/21	はなのき会館 研修室	「外傷予防と応急処置」 阿久比スポーツ医科学研究所職員	32 人
第 5 回 10/25	町 体 育 館 小 体 育 室	救急法実習（普通救命救急実習） 半田消防署 東浦支署	16 人
第 6 回 11/1	はなのき会館 研修室	「メンタルトレーニング」 至学館大学 准教授	31 人

⑦健康づくり活動

●各地区ウォーキングコース(健康課)

各地区に、おすすめのウォーキングコースがあり、それぞれのコースでは地区の風景を味わいながら、楽しく気軽にウォーキングをすることができます。

また、地区コミュニティの活動として取り組んでいる「ウォーキング」や「ハイキング」などのコースとしても、多くの人に利用されています。



■東浦町ウォーキングコース

1.森岡コース	岡田川沿いと静かな住宅を歩くコース
2.緒川コース	岡田川、海岸沿いと丘陵地の風景のあるコース
3.新田コース	変化のある丘陵地を歩くコース
4.石浜コース	明徳寺川、豆搦(まめつぎ)川沿いと旧市街地と田園風景のあるコース
5.生路コース	豆搦(まめつぎ)川沿いと旧跡の町中と郊外を歩くコース
6.藤江コース	須賀川沿いと田園風景のあるコース
7.健康の道	於大の道と於大公園を歩くコース

資料：健康課 東浦町ウォーキングコースマップ



ウォーキングコース(石浜コース)

●高齢者いきいきマイレージ事業(健康課)

町民が、いきいきと生活していくため、健康づくりや介護予防への取組を応援する「高齢者いきいきマイレージ事業」を行っています。体を動かしたり、健康に気を付けた行動をしたりするたびにカードにポイントを貯めて、チャレンジ達成賞として景品がもらえたり、特産物が当たる抽選に応募することもできます。

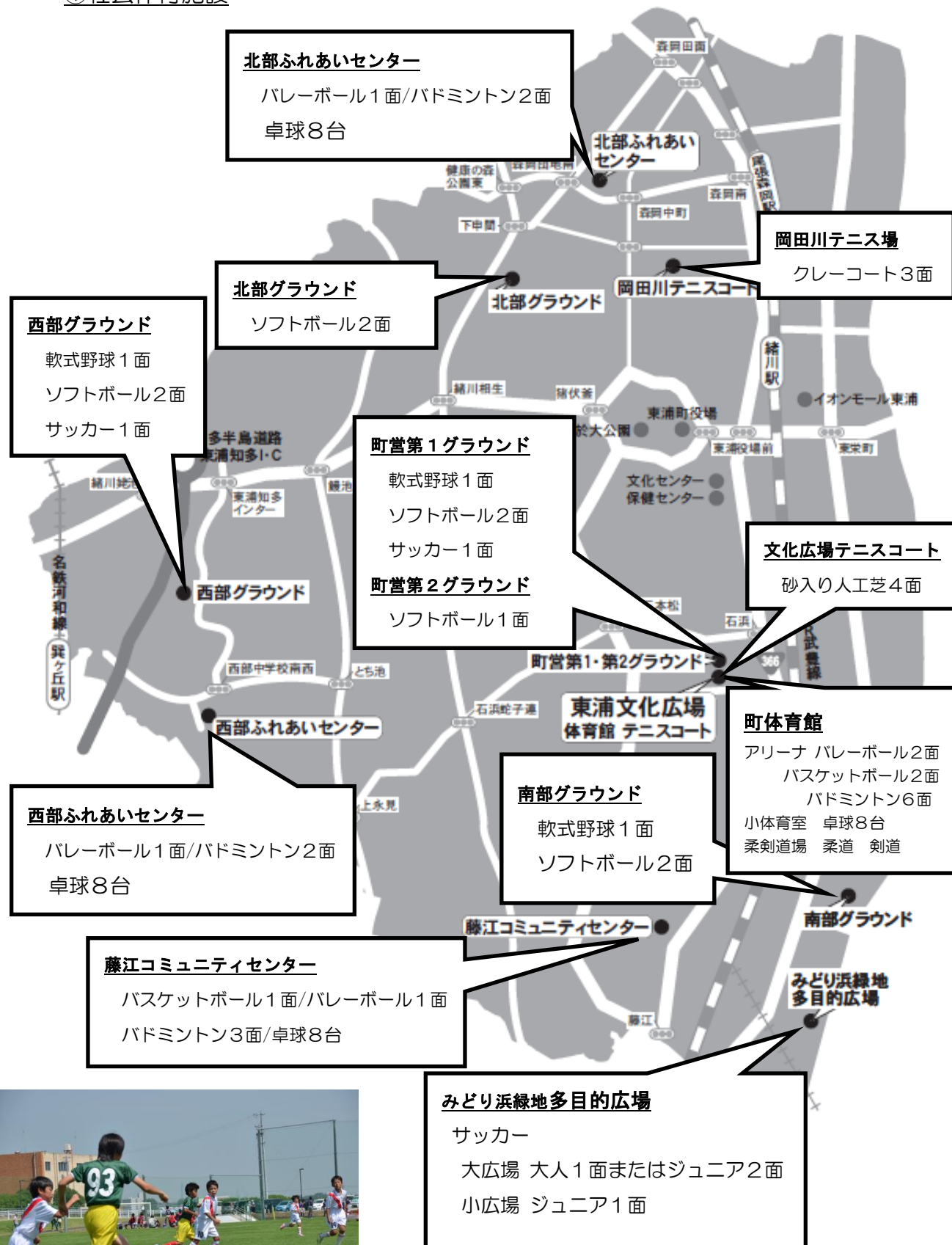
資料：健康課パンフレット(高齢者いきいきマイレージ)

健康ポイントとして、健康診査、各種がん検診、健康づくり等の教室に参加したとき、また、自己ポイントとして、町やコミュニティ等が開催するイベントや講座への参加や自分で健康づくりの取組を実践したときにポイントが獲得できます。

スポーツ課としても、健康づくりや体力向上のため、体育館で「てんとう虫テスト(転倒リスク判定テスト)」「成人体力テスト」などを行っており、マイレージ事業を健康課と連携し取組を推進しています。

(3) スポーツ施設

①社会体育施設



みどり浜緑地オープニングイベント交流試合

②学校体育施設開放事業

学校体育施設の開放は、年間を通して同じ曜日の同じ時間帯に定期利用を行う団体のみが利用できるシステムになっています。登録団体数はここ数年大きな増減はなく、延べ利用人数はやや減少傾向にあります。

また、町営第 1 グラウンドや2つの中学校の運動場に照明施設があり、ナイターでの利用も可能です。

■学校開放施設実績 （平成 26 年度）

学 校 名	利用施設	登録団体数	延べ利用回数	延べ利用人数
森 岡 小 学 校	運 動 場	5	150	2,888
	体 育 館	7	325	5,666
緒 川 小 学 校	運 動 場	2	172	9,738
	体 育 館	5	331	7,084
卯ノ里小学校	運 動 場	1	89	3,139
	体 育 館	5	219	3,163
片 葩 小 学 校	運 動 場	3	61	1,247
	体 育 館	6	349	5,659
石 浜 西 小 学 校	運 動 場	2	41	589
	体 育 館	6	260	3,620
生 路 小 学 校	運 動 場	1	69	1,708
	体 育 館	4	143	2,000
藤 江 小 学 校	運 動 場	2	546	5,405
	体 育 館	7	326	8,657
東 浦 中 学 校	体 育 館	7	281	4,434
	飛 翔 館	2	275	3,859
北 部 中 学 校	運 動 場	3	45	2,057
	体 育 館	7	281	4,256
	武 道 場	3	183	4,598
	夜 間 照 明	11	62	2,026
西 部 中 学 校	運 動 場	2	105	2,066
	体 育 館	4	225	3,123
	武 道 場	3	144	3,632
	テニスコート	1	22	264
	夜 間 照 明	5	107	3,210
合 計		104	4,811	94,088

(4) スポーツ団体と活動内容

①体育協会

団体数 165 団体、3,000 人の会員が日々の練習を行ったり、各種大会に参加したりして競技スポーツに取り組んでいます。団体数会員数ともに減少傾向にはありますが、町内での大会数は年間 92 回とそれぞれの種目で盛んに活動しています。特に軟式野球やソフトボールは年間を通してリーグ戦を行うなど活発に活動しています。

また、全国大会及び国際大会等に出場あるいは入賞するなど、顕著な成績を収めた選手を表彰し、町内スポーツの振興を図る活動も行っています。



町スポーツ祭開会式

■加盟団体数及び会員数（平成 26 年度）

部 名	団体数	大会数	会員数	部 名	団体数	大会数	会員数
軟 式 野 球	43	23	809	バ ド ミ ン ト ン	3	5	68
ソ フ ト ボ ール	45	8	844	バ ス ケ ッ ト ボ ール	3	4	35
卓 球	15	5	214	ゲ ー ト ボ ール	3	3	15
ソ フ ト テ ニ ス	4	11	77	ゴ ル フ	7	2	205
バ レ ー ボ ール	4	9	66	テ ニ ス	14	6	205
サ ッ カ ー	3	3	67	イ ン デ ィ ア カ	4	3	67
剣 道	1	2	25	グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ	6	3	151
柔 道	1	2	32	ソ フ ト バ レ ー ボ ール	9	3	120
合 計					165	92	3,000

《町スポーツ祭》



軟式野球大会



テニス大会



女子バレーボール大会

②スポーツ少年団

スポーツ少年団は12団体395人の団員、103名の指導者が子どもの体力向上や、スポーツの楽しさを味わわせる活動を行っています。また、体育協会主催の大会に参加するなど連携しながら活動しています。また、スポーツ少年団対抗駅伝競走大会を開催するなど、種目を越えた交流も行っています。



軟式野球学童リーグ戦

■団構成及び団員数（平成26年度）

種目	団 体 名	団員数	指導者数	種 目	団 体 名	団員数	指導者数
野 球	森 岡 ク ラ ブ	23	13	サ ッ カー	東 光 フ ッ ト ボ ー ル ク ラ ブ	151	27
	緒 川 ジ ュ ニ ア	27	5		東 浦 キ ッ ズ フ ッ ト ボ ー ル ク ラ ブ	27	5
	新 田 フ ァ イ ヤ ー ズ	11	9	バレーボール	片 葩 J V C	10	5
	石 浜 ボ ー イ ズ	28	7	剣 道	森 岡 剣 道	35	4
	生 路 レ ッ ズ	20	6		卯 ノ 里 剣 道	15	4
	藤 江 ジ ャ イ ア ン ツ	19	14	連 帯 空 手	東 浦 哲 心 会	30	4
合 計				1 2 団 体	395	103	

③スポーツ推進委員会

各地区の区長より推薦を受けた方をスポーツ推進委員に委嘱をしています。

地区でのスポーツ推進役として、行事やイベントなどで活躍しています。特に、ニュースポーツ(レク・インディアカ、ペタンク、ミニテニス、ビーチボールバレー)の町内大会や研修会を行い、競技スポーツだけでなく、多世代におけるスポーツの普及に努めています。

■東浦町スポーツ推進委員(平成26年度)

地 区	人 数	地 区	人 数
森 岡	3	石 浜	4
緒 川	4	生 路	3
新 田	4	藤 江	3
合 計		21	



ニュースポーツ指導(キンボール)



「みんなでスポーツを楽しむ会」企画運営

④総合型地域スポーツクラブ

町内唯一の総合型スポーツクラブとして、「森と川スポーツクラブ」が平成 20 年 8 月に森岡・緒川地区に設立されました。また平成 22 年 10 月には特定非営利活動法人（NPO）として承認され、地域スポーツ振興の拠点として活動を行っています。平成 26 年度の会員数は約 200 名（家族会員、賛助会員を含む）。

また、他地区においても「みんなでスポーツを楽しむ会」として総合型スポーツクラブ設立に向けた準備クラブの活動が定期的に行われるようになってきています。これからも、気軽に参加できる地域のスポーツクラブとしての役割が期待されています。



カロリング



ビーチボールバレー

■森と川スポーツクラブ定期活動プログラム(平成 27 年度)

種 目	活 動 日	活 動 場 所	種 目	活 動 日	活 動 場 所
インディアカ	毎 週 水 曜	北 部 ふ れ あ い	ミニバスケットボール	第 2・4 土曜	森岡小体育館
ビーチボールバレー	毎 週 土 曜	緒 川 小 体 育 館	卓 球	毎 週 日 曜	森岡小体育館
ミ ニ テ ニ ス	第 1・3 土曜	森 岡 小 体 育 館	※スナッグゴルフ	第 1・3 日曜	森岡小運動場
カ ロ ー リ ン グ			※グラウンドゴルフ	第 2・4 日曜	森岡小運動場

※印は事前予約を必要とする種目

⑤その他のサークル

町内体育施設を定期利用している登録サークルが 91 団体あります。テニス、バドミントン、新体操などの競技種目だけでなく、子ども体操、ダンス、健康体操や太極拳など活動内容や年齢層も幅広くなっています。また、生涯学習課が作成している「いきいき生涯学習ネット」の体育・スポーツ関係の登録サークルが 86 団体(平成 27 年 4 月 1 日現在)あり、開かれたサークルとして情報を公開しています。



子ども体操サークル



ペタンク同好会

2-2 東浦町スポーツ振興の課題

(1) スポーツに親しむ機会の拡充

- 幼児期からの子どもの体力の向上、運動習慣の確立などスポーツ活動の推進が求められています。
- 子どもたちを取り巻く環境が変化し、気軽に外遊びをしたり、スポーツをしたりする場所や機会が減ってきています。
- 子育て世代（30代、40代）のスポーツ実施率の低迷から、親子で参加できるスポーツイベントや教室が求められています。
- どの世代も気軽に体を動かし、楽しくスポーツをとおして交流できるような身近な場の提供が求められています。

(2) 地域の絆を支えるスポーツ

- 地域の活性化やコミュニティ活動を円滑に進めるためのスポーツ活動が求められています。
- 少子高齢化、核家族化の進む地域住民がスポーツで交流するためには、一人で参加するだけでなく、家族、学校、地域ぐるみで気軽に参加できるスポーツの場の充実が必要とされています。

(3) スポーツ環境の整備・充実

- 体育施設の老朽化が進んでおり、各施設の耐久性、安全性について調査を行うとともに、計画的な整備、改修を行っていく必要があります。
- スポーツ施設以外の公園やウォーキングロードでできるスポーツの紹介などを行い、様々なスポーツ環境の有効活用について推進していきます。
- ライフスタイルやニーズに応じた幅広いスポーツに対応した備品や設備の充実が求められています。
- 体育施設の有効活用を図るとともに、利便性を重視した施設運営が求められています。

(4) 人と組織づくり

- 体育協会やスポーツ少年団などの加入人数の減少から、スポーツ活動を支える団体への支援の充実が必要とされています。
- スポーツ活動を支える指導者及び審判員の養成が求められています。
- 各種クラブ団体の相互連携ができるよう、情報交換の場や情報の共有が求められています。

(5) 情報提供・発信

- 住民のスポーツに対する関心は多様化しており、取組意識の高いスポーツ、住民が求めている情報等、スポーツに関するニーズの把握と分析が重要です。
- スポーツ教室、大会や行事等の参加者数は減少傾向にあり、特に若い年齢層の参加者が少なくなっているため、様々な方法でスポーツに関する情報発信をしていく必要があります。
- 健康づくりや介護予防としてのスポーツの価値を情報発信し、高齢者世代のスポーツに対する意識を高め、その効果についての啓発が求められています。
- スポーツ関連情報について、町民への広報が充分でない状況もあり、情報提供のあり方について工夫する必要があります。

第3章 基本的な方向性

3-1 東浦町がめざす姿

(1)はじめに

スポーツは、健康な心身の発達を促し、体力向上はもちろん、健康で楽しく豊かな人生を送る上で、重要な役割を果たしています。また、自発的、主体的にスポーツに取り組むことにより、体力の増進を図り、爽快感や達成感を味わい、精神的な充足感を得ることもできます。スポーツを通した活動は、世代や地域を超えた多くの人々の交流を促し、人と人、人と地域をつなぎ、地域の連帯感や活力をはぐくみ、明るく潤いのある町づくりにもつながります。

本町においても、昨年度実施した町スポーツ意識アンケート調査から、町の成人の半数近くが週1回以上の運動やスポーツを行っているという結果が得られました。町民の健康づくりや体力向上への意識の高まりが感じられ、日常生活にスポーツを取り入れる人が徐々に増えてきていることが伺えます。

また、最近は町民が健康で生きがいのある生活を送るためのスポーツ活動の充実が求められるようになってきました。とくに、一人一人のスポーツへの興味・関心がより多様となり、子どもから高齢者までの幅広い年代、様々な町民のニーズに応じたスポーツ活動の推進や新たなスポーツプログラムの創出が期待されています。

このような状況をふまえ、新たな生涯スポーツ振興計画を策定し、必要な施策や推進の仕方を示しました。



レクリエーション卓球大会



地区のウォーキング

(2) 基本理念

スポーツ振興を進めていくためには、スポーツによって得られる爽快感、達成感、充実感などを町民一人一人が実感し、地域全体に広げ、ともに共有していくことが大切です。そのために、個人の健康や体力増進だけでなく、東浦らしいスポーツを通じた地域づくりを視点としてとらえ、以下のようにスポーツ振興に取り組んでいきます。

町民それぞれの目的やライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツに親しめるような機会を創出し、スポーツ環境をより充実していきます。そして、町民一人一人がいきいきとした豊かなスポーツライフを送れるよう支援します。

また、町民どうしが、スポーツを楽しみながらふれあうことで、学校、スポーツ団体、家庭、地域の交流が広がり、人と地域の連帯感が深まり、仲間づくりやスポーツ推進を支えるネットワークづくりを進め、地域の活性化を図っていきます。

このように地域に応じたスポーツ活動や施策を推進することで、日常的にスポーツに親しむ人が増え、スポーツライフをより充実したものにしていきます。そして、町民みんながいつまでもスポーツに楽しみ、人も地域も元気あふれる生涯スポーツのまちづくりを目指します。



東浦マラソン ジョギングの部

このような考え方により、以下のような基本理念を掲げ、取組を進めていきます。

人もまちも元気！ みんなでスポーツ ひがしうら

(3) 数値目標

基本理念に基づき、平成 28 年度から平成 37 年度において下記のような目標値を設定し、その達成を目指します。

	現状値	目標値		備 考
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
成人の週 1 回スポーツ実施率	49.3%	55%	60%	アンケート調査で「週 1 回以上スポーツを実施している」と回答した割合

3-2 施策の方向

基本理念の実現のため、以下のような方向性を明らかにし、施策や活動を推進していきます。

スポーツに親しむ機会の創出

スポーツを行う目的としては、健康づくりや体力向上、ストレス解消、余暇の活用など様々です。また、今までスポーツを行っていない人も、適切な機会があればスポーツに親しみたいと思っています。それぞれのライフステージやニーズに応じたスポーツ活動やイベントのあり方を見直したり、新たなスポーツプログラムを展開したりして、より多くの人々が気軽にスポーツを楽しんでもらえる機会を提供していくことが大切です。また、スポーツを通して、町民どうしの交流を深め、地域のコミュニティづくりにも大きな役割を果たすことが期待されます。

スポーツ環境の充実

町の実態や様々なニーズに応じ、だれもが気軽にかつ安全にスポーツを行うことができるよう、スポーツ施設の整備・充実に努めます。町民にとって身近な施設が利用しやすく、利用者の視点に立ったものになるよう、利便性の向上を図っていきます。体力向上や健康づくりの拠点としての体育館、グラウンド、ふれあいセンターやコミュニティセンターをはじめ、学校体育施設や地域の公園など、地域の身近なスポーツ環境としてさらなる有効活用に取り組みます。

スポーツ推進を支える人・組織の育成と活性化

スポーツの楽しさを伝え、適切に指導助言ができる指導者をはじめ、スポーツ団体やクラブを担う人など、スポーツ活動を支える指導者の確保や資質向上に向けた取組、効果的な活用などを進めていきます。また、スポーツ団体やクラブの活動が円滑に進み、生涯を通してスポーツを行うことができるよう活動の支援をします。さらにスポーツクラブ・団体相互の連携を深め、自立的なスポーツ活動の運営を促し、スポーツ推進を支える人・組織の育成と充実に努めていきます。

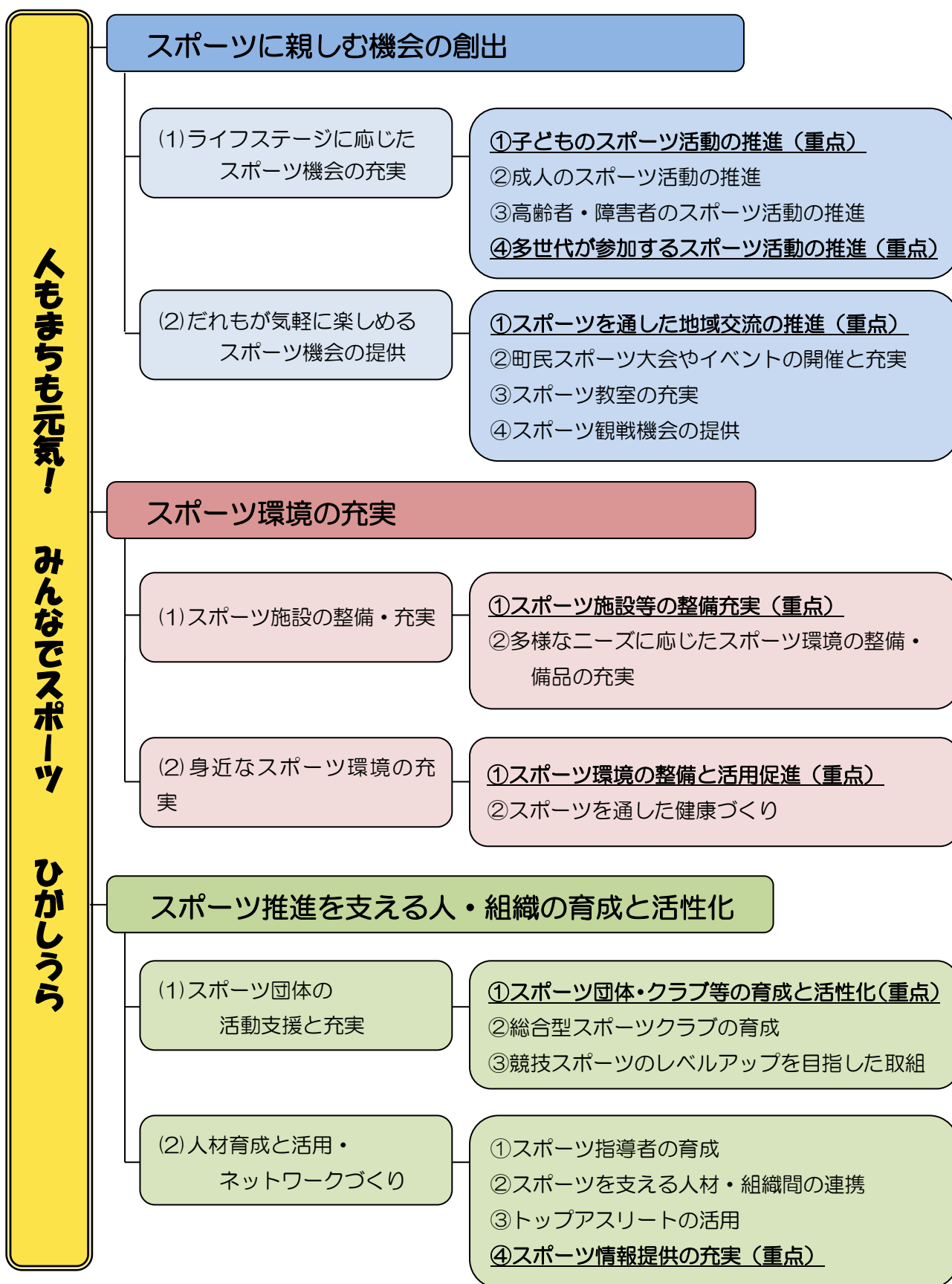
また、スポーツ推進に関わる情報を様々な機会を活用して情報提供に努め、スポーツへの関心を広げ、スポーツ活動の活性化につなげていきます。



健康体操のつどい



ニュースポーツの体験
(キャッチング・ザ・スティック)



第4章 施策の展開

4-1 スポーツに親しむ機会の創出

(1) ライフステージに応じたスポーツ機会の充実

様々な世代で健康増進や体力向上のため、スポーツや運動に取り組む姿がよくみられます。スポーツ実施率では世代が若くなるにつれて低くなり、特に働き盛り、子育て世代のスポーツ実施には課題もみられます。スポーツに対するニーズも多様になり、世代や地域、一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、すべての市民がスポーツに親しみ楽しむことができる機会を創出します。



スポーツ少年団駅伝大会

① 子どものスポーツ活動の推進 **重点施策**

子どものスポーツ活動を推進するために、子どもを対象としたスポーツ教室やイベントなどを通して、幼少期よりスポーツに親しむ機会を充実させます。学校における体力向上を図る取組、学校体育施設の開放、総合型地域スポーツクラブとの連携など、地域全体で子どものスポーツ活動の推進に取り組む体制づくりを進めていきます。

《取組イメージの分類》

- ◎重点取組
- 継続取組・充実取組
- ☆新規取組（短期）
- ★新規取組（中・長期）

《取組イメージ》

◎幼少期・親子のスポーツ活動の充実

- ・幼少期の多様な運動経験がその後の運動習慣、体力・運動能力に大きな影響を与えるといわれています。これまでのスポーツ教室等の様々な取組を生かし、楽しく運動に親しむ機会の創出を図ります。

◎幼保小中学校の体力・運動能力向上に向けた取組

- ・子どもたちが楽しみながら継続してスポーツに親しむ機会を大切にします。
- ・小中学校においては体力・運動能力テストの結果をふまえた取組を重視し、成長過程に応じた運動習慣を身に付けさせ、部活動を推進し、体力・運動能力の向上に努めます。
- ・スポーツ少年団や体育協会、総合型地域スポーツクラブ等と連携した取組など、学校や地域におけるスポーツ参加の機会を充実させます。

○スポーツ少年団の活動及び交流(スポ少駅伝等)の充実

○体育協会主催のスポーツ大会の支援

○外部指導者による運動部活動支援

☆トップアスリートとの交流促進

②成人のスポーツ活動の推進

体力向上、生活習慣病の予防、健康の保持増進等、スポーツの効果を広く啓発し、成人が積極的にスポーツに取り組む機会を充実します。

《取組イメージ》

○町主催各種イベントやスポーツ教室、体育協会主催のスポーツ活動への参加促進

○成人向け体力測定の実施とスポーツに取り組むきっかけづくり

☆ニューエルダーを対象としたスポーツプログラム

☆生活の中にある身近なスポーツ活動(ウォーキング等)の促進

※ニューエルダー・・・団塊の世代とその前後の世代

③高齢者・障害者のスポーツ活動の推進

高齢者の健康に対する意識は高く、高齢者を対象としたスポーツプログラムのニーズが高まっています。一人一人の体力・運動能力に応じた、健康・体力向上プログラムなどの作成と活用を図っていきます。また、障害にかかわらずだれでも参加できるスポーツ環境づくりに努めます。

《取組イメージ》

◎体力テスト及び転倒リスク判定テストの実施と活用

イベントや行事などでテストなどを行い、自らの体力を把握できるようにします。また、一人一人に応じた健康・体力向上プログラムなどを提案していきます。

◎高齢者いきいきマイレージ事業(健康課)との連携

高齢者の健康に対する意識は高く、高齢者転倒防止対策としての体力テストなどの周知を図るとともに、健康づくりや介護予防への取組を通して、地域における身近な運動機会の充実につなげていきます。

○健康セミナー

○定期利用団体の様々な活動への支援

☆健康課・生涯学習課などと連携したプログラムづくりの推進

☆障害の種類や程度に合わせたスポーツ活動の促進



体育の日イベント 体力テスト



健康セミナー

④多世代が参加するスポーツ活動の推進

重点施策

多世代の人々が、それぞれのライフステージに応じ、楽しく参加できる様々な教室、イベントや大会などの企画に取り組みます。スポーツを通じた家族の交流、働き盛り世代や子育て世代のスポーツ活動への参加を促すために、様々なイベントや行事の開催に積極的取り組みます。また、どの世代も一緒に活動できる総合型地域スポーツクラブの育成や活動支援に取り組みます。



東浦マラソンを支えるスタッフやボランティア

《取組イメージ》

◎東浦マラソンへの参加の促進

- ・町内外の人々が、幼児から高齢の方まで、気軽に参加できる町の一大イベント。また大会では「する人」「支える人」「観る人」など様々な立場で、多くの人が関わり、参加できるよう実施していきます。

◎各地区での「みんなでスポーツを楽しむ会」の充実

- ・スポーツ推進委員と地域の指導者によるスポーツ教室を各小学校体育館で行っています。身近な場所で様々な世代の方が気軽にスポーツを楽しむ活動を継続的に取り組んでいます。

○身近で、多種目・多世代がスポーツ活動できる総合型地域スポーツクラブの育成

○親子で受講できるスポーツ教室・講座の充実

○多世代が参加する区民体育祭

★年齢体力に応じた体力向上プログラムの作成

《みんなでスポーツを楽しむ会》



ミニテニス



ビーチボールバレー

(2)だれもが気軽に楽しめるスポーツ機会の提供

スポーツをすることは、健康増進だけでなく、町民どうしの交流や生きがいづくりにつながります。スポーツに関心のない人やスポーツを日常的に行っている人など様々なライフスタイルに合わせたスポーツに親しむ機会を提供し、スポーツを通じた地域の交流を深めます。

①スポーツを通じた地域交流の推進

重点施策

スポーツは人と人との交流、地域と地域の交流を促進させ、地域の一体感や活性化に大きな役割を担っています。身近な地域、町全体でのイベントを開催し、多くの人の交流を深めています。



知多北地区レク・インディアカ大会

《取組イメージ》

◎各地区コミュニティにおける体育的行事の活性化

- ・各コミュニティでは様々な体育的行事を開催し、互いにスポーツを通して交流を楽しみ、地域の絆を育んでいます。また、スポーツに関心のない人や普段スポーツをするきっかけがない人への働きかけも進めています。

◎区民体育祭での地域交流

- ・各コミュニティでの区民体育祭は、隣近所の人々とスポーツを通じて、楽しく交流する場であり、地域の絆づくりとして大切な役割を担っています。

◎町全体が盛り上がるようなスポーツイベント(東浦マラソン)

◎各地区「みんなでスポーツを楽しむ会」での交流

○知多北部3市1町による町外との交流イベント



区民体育祭



東浦スポーツフェスタ

②町民スポーツ大会・イベントの開催と充実

町民が気軽に参加しやすい大会やイベントを企画します。それぞれの地域で、身近な場所で参加できるよう大会やイベントの情報を提供してまいります。

《取組イメージ》

◎参加しやすい東浦マラソンの企画

◎コミュニティ体育行事への参加呼びかけ

○産業まつり東浦スポーツフェスタ

☆スポーツ実施率向上に対する意識高揚の取組(「チャレンジデー」等への参加の推進)

③スポーツ教室の充実

町民のニーズに応じた様々な内容の教室の開設し、開催日、時間帯を工夫し、より多くの町民が参加したくなるよう、内容の充実に努めます。

《取組イメージ》

◎スポーツ教室の推進

- ・スポーツの楽しさを気軽に体験でき、また、スポーツをはじめるきっかけとして、園児、一般、親子を対象にニーズに合わせた様々な講座を開催しています。

☆託児型教室など子育て世代も参加しやすい教室の設定



ストレッチ&エアロ教室



園児体操教室

④スポーツ観戦機会の提供

スポーツを「みる」という関わり方は、スポーツが苦手な人でも関心をもちやすく気軽にスポーツを始めるきっかけにもつながります。高いレベルの大会の観戦機会を創りだすことで、スポーツへの意識を高揚させ、スポーツ人口のすそ野の拡大を図ります。

《取組イメージ》

◎実業団やプロスポーツ選手による競技種目の体験教室(バレーボール・野球・陸上など)

★オリンピック、ワールドカップなど世界大会の大型スクリーンでの観戦(社会体育施設で)など

4-2 スポーツ環境の充実

(1) スポーツ施設の整備・充実

町民のニーズをふまえ、スポーツ環境の有効活用や利便性の向上を図るとともに、地域の老朽化した施設や設備の改修など、長期的な視点で整備計画を策定し、町民が利用しやすいスポーツ環境の充実を図ります。

① スポーツ施設の整備充実

重点施策

体育館をはじめとした社会体育施設は、町民のスポーツ活動の場として、健康づくりの拠点として、大きな役割を果たしています。よりよい環境でスポーツが親しめるよう、施設の利便性を高め、適切な維持管理に努めます。



東浦みどり浜緑地多目的広場オープン

《取組イメージ》

◎多目的広場「東浦みどり浜緑地」(平成27年度オープン)の利用促進及び維持管理

- ・グラウンドゴルフやサッカーなどのスポーツや様々な活動に利用できる天然芝の広場の活用を推進します。

○体育施設の維持管理と設備の改修

★町体育館へのエアコンの設置とトレーニング施設(スポーツジム)の設置の検討

★ニーズに応じたスポーツ施設の増設等

② 多様なニーズに応じたスポーツ環境の整備、備品の充実

様々な運動・スポーツ種目、また町民のニーズに対応できるよう、体育施設における設備の充実、必要な備品の管理と充実、有効活用を図っていきます。また、体育館のスポーツ器具や備品については、貸出を行い、スポーツイベントや行事に有効活用しています。

パソコンによる予約システムの利用促進、窓口での利便性の向上を図ります。また、障害者にも利用しやすいよう、施設のバリアフリー化についても検討していきます。



児童館まつりでニュースポーツ体験

《取組イメージ》

○予約システムのスムーズな管理運営

○スポーツ種目(ニュースポーツを含む)・スポーツイベントに係る用具の充実

★体育館の備品貸出による様々なスポーツ活動の推進

★施設のバリアフリー化の推進

(2) 身近なスポーツ環境の充実

身近な場所で運動やスポーツに親しめるよう、学校開放による施設の有効活用を進めるとともに、町内に3か所あるふれあいセンター等での様々なスポーツ活動やイベントを積極的に行っていきます。

① スポーツ環境の整備と活用促進

重点施策

体育館、学校体育施設、ふれあいセンター、コミュニティセンター、町営グラウンドなど身近な施設の管理運営と活用促進を進めるとともに、児童館や公園などにおいても安全で遊びやすく運動がしやすい環境づくりを進めます。また、身近な運動の機会としてのウォーキングコースの活用促進など、スポーツに親しみやすい環境を整備していきます。

《取組イメージ》

◎社会体育施設・学校施設の活用促進

- ・ 町民や各種団体のスポーツ活動の場として、社会体育施設や学校体育施設の開放を進め、適切な管理運営と有効活用、設備の充実を図ります。
- ・ 小中学校や使用団体との連携を密にし、各施設の適切な維持管理、有効活用に努めます。

◎様々な施設や場所でのスポーツ活動の推進

- ・ 公園や広場において、子どもが遊びやすく手軽にスポーツに親しめる環境を整備していきます。
- ・ 町内ウォーキングコース(各地区)の周知を図り、整備活用について健康課と連携して進めます。

② スポーツを通した健康づくり

健康づくりに関する多様なニーズに応えるために、様々な教室、講演会・イベント・大会の開催を推進します。また、健康増進への関心を高める取組(様々な視点での体力測定等)を健康課と連携して取り組んでいきます。

《取組イメージ》

- ニューエルダー向け体力測定(転倒リスク判定テスト)による健康増進への意欲喚起
- 各種イベントにおけるスポーツ教室
- 高齢者いきいきマイレージ事業
- コミュニティセンターにおける健康づくり活動
- 健康セミナー
- ★年齢体力に応じた体力向上プログラムの作成

4-3 スポーツ推進を支える人・組織の育成と活性化

(1) スポーツ団体の活動支援と充実

スポーツ団体は、子どもから高齢者までスポーツを継続的に行ったり、仲間と交流したり、競技力を高めたりする上で活動の基盤となっています。それぞれの団体に応じた活動支援を進めます。

①スポーツ団体・クラブ等の育成と活性化

重点施策

体育協会、既存のスポーツ団体やクラブへの情報提供や活動支援を行い、活動しやすい環境を整え、自立的な運営になるよう支援し、活動の活性化を図ります。

《取組イメージ》

◎スポーツ団体・クラブの育成、活動支援

- ・活動しやすい環境を整え、各団体への情報発信を積極的に行い、団体同士の連携を図り、活性化につながるよう支援します。
- ・スポーツ指導者講習会を開催し、活動を支える指導者育成を支援していきます。

◎体育協会への活動支援

- ・より自立的な運営になるよう支援するとともに、競技スポーツ及び生涯スポーツの推進に連携して取り組めるよう働きかけていきます。

○競技力向上や活動の活性化に向けた支援

②総合型地域スポーツクラブの育成

「森と川スポーツクラブ」が町内唯一の総合型地域スポーツクラブとして、着実に歩みを進めています。また、他地区においてもスポーツクラブの立ち上げをめざし、準備を進めています。

《取組イメージ》

○「NPO法人森と川スポーツクラブ」への支援

③競技スポーツのレベルアップを目指した取組

優秀な成績を収めた選手や団体への表彰の実施や活躍の様子を紹介することは、競技への意欲を高め、競技スポーツの向上につながります。

また、実業団やプロスポーツで活躍しているの方々による体験教室を毎年開催し、技術力・競技力向上の機会を提供しています。



全国大会激励会

《取組イメージ》

○実業団やプロスポーツ選手による体験教室

○小中学校の部活動外部指導者の派遣事業

○優秀な成績(全国大会・国際大会等)を収めた団体や個人への報奨制度(町・町体育協会)

(2)人材の育成と活用、ネットワークづくり

地域の生涯スポーツ指導者や競技スポーツの指導者など、多様なニーズに応じた指導者の育成を支援します。スポーツ指導者や団体・クラブ等と連携を図り、ネットワークづくりに取り組んでいきます。また、トップアスリートをイベントや教室などに招くことでスポーツへの関心を高めます。

①スポーツ指導者の育成

スポーツ推進委員や指導者を支援し、スポーツ活動を支え育てる人の育成に努めます。

《取組イメージ》

- スポーツ指導者講習会の開催内容の充実
- スポーツ推進委員の資質向上(県・知多の研修などへの参加)
- ★一般住民向けのスポーツ講演会の開催

②スポーツを支える人材・組織間の連携

各種団体及び指導者の情報交換を行ったり、連携を図ったりする場を設け、それぞれの活動の活性化や運営の効率化を進めます。また、町スポーツ大会や行事等において、スポーツボランティアを募り、参加しやすい環境の整備をすすめていきます。

《取組イメージ》

- 学校部活動への外部指導者の派遣
- イベントや大会におけるスポーツボランティア参加の機会の拡大
- スポーツ指導者人材バンクの登録
- ☆スポーツ団体間の連携促進

③トップアスリートの活用

地元と関わりのあるトップアスリートを招いての教室、イベントなどを開催することで、町民、特に子どもたちに夢を与えるような機会をつくります。

《取組イメージ》

- 実業団陸上競技部による「ランニングイベント」(陸上教室)の開催
- プロ野球選手による少年野球教室
- バレーボール実業団チームによるバレーボール教室
- ☆地元出身または地元と関わりのあるアスリートによる指導や講座



野球教室



ランニングイベント



バレーボール教室

④スポーツ情報提供の充実 重点施策

町が主催する大会、イベント、行事、教室や講座など、スポーツ推進に関わる情報を様々な機会を活用して町民に情報提供します。また、町民のスポーツニーズを把握するための情報収集も積極的に進めていきます。スポーツ関連情報の提供により、多くの人々がスポーツへの興味を広げ、スポーツをはじめのきっかけやスポーツ活動の活性化につながるよう取り組みます。

《取組イメージ》

◎スポーツイベント等に関する情報発信の充実

- ・町主催の様々なイベントや教室の開催にあたり、より多くの町民が関心をもち、参加していただけるよう「広報ひがしうら」「町ホームページ」「各コミュニティ回覧板」「ポスター・ちらし」などを活用し、スポーツ関連の情報提供の充実を図ります。

◎スポーツ団体等の情報発信の充実

- ・各スポーツ団体及びスポーツ推進委員の活動内容やイベントの情報について様々な機会を活用して、町民に情報提供します。

○スポーツ施設利用状況のウェブ検索の活用促進

○生き生き学習ネット等情報誌による情報提供

○イベント・行事におけるアンケート調査

○町民へのスポーツ意識調査

☆スポーツ情報の HP 等による提供

★日常生活に運動やスポーツを取り入れる情報発信



東浦町スポーツ課 HP



東浦マラソン参加者募集ポスター



スポーツ推進だより

第5章 計画の推進

5-1 推進体制

計画の推進は、町民や行政だけでなく、地域の様々なスポーツ団体や関係機関等が、互いに連携を図り、それぞれが主体的にスポーツ推進の担い手として取り組んでいくことが重要です。そのため、以下のような役割分担にもとづき、相互に連携し、効果的な計画の推進を図っていきます。

計画の推進にあたっては、年度ごとに計画の進捗状況を振り返り、取組の充実を図っていきます。また、中間見直し(平成32年度)にあたっては、町民アンケートを実施し、計画の見直しを行います。

(1)町民

町民は、スポーツをすることを楽しむだけでなく、トップレベルの大会等を観戦したり、スポーツを支える活動をしたりして、一人一人が生涯にわたって様々なスポーツに親しみ、関わっていきます。こうした自分に合った生涯スポーツ活動を実践していくことで、生き生きとした充実した生活を送ることが期待されます。

(2)家庭

家庭においては、運動不足になりがちな子どもたちの現状をふまえ、身近な場所での遊びを大切に、スポーツを見たり、地域のスポーツ行事に積極的に参加したりして、体を動かす機会やスポーツに親しむ機会の充実を図るよう努めます。

(3)団体及び組織

①体育協会・スポーツ少年団

体育やスポーツの振興と普及のため、町内スポーツ関係諸団体と連携・調整を図るとともに、体協主催の各種行事を実施します。また、町が行うスポーツ推進の施策や事業に協力し、より多くの町民がスポーツに親しみやすい環境づくりに努めます。

②スポーツ推進委員会

より身近にスポーツが楽しめるよう、町民のニーズをふまえ、行事やスポーツイベントの企画、ニュースポーツの指導、様々な研修会の運営など、各地域においてスポーツ振興の推進役としての役割を担っていきます。

③各スポーツ団体及び指導者

多くの町民が気軽に参加できるよう、様々な世代のニーズに応じたスポーツ活動の充実を図るとともに自主的な運営に努めていきます。とりわけ児童・生徒の参加については成長過程をふまえた体力の向上と適切な指導に配慮し、スポーツ推進に取り組みます。

④総合型地域スポーツクラブ

地域スポーツクラブは地域住民により、自主的に運営され、年齢や体力、目的に応じ、様々な種目のスポーツに親しむことができる身近な組織です。先に設立した森と川スポーツクラブでは、スポーツ振興、健康づくりや生きがいづくりに大きく貢献しています。今後、他地区でも地域の実情やニーズをとらえながらクラブの設立をめざしていくことが期待されます。

(4) 幼稚園・保育園・小中学校

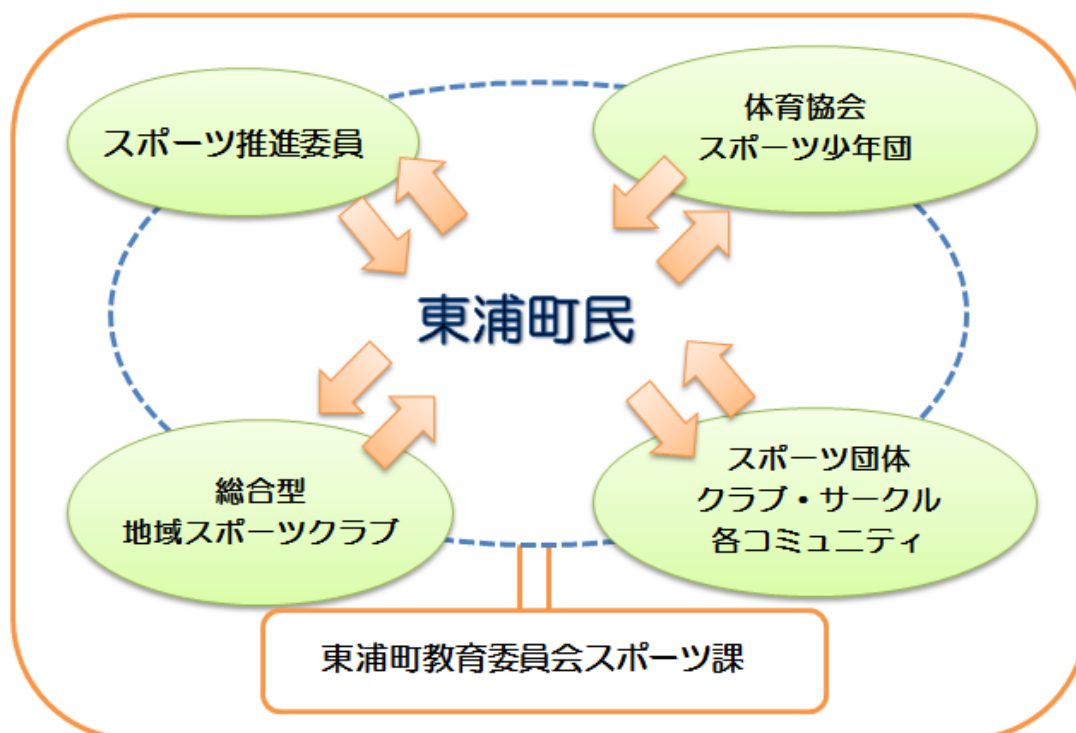
発達段階に応じて、子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、生涯にわたりスポーツに親しむきっかけづくりの場としての役割を担います。そのために、体育の授業や運動部活動の充実を図り、運動する機会を確保します。また、学校体育施設の開放の有意義な活用を進め、地域の身近なスポーツ活動の場を提供します。

(5) 町行政

すべての町民がスポーツに親しむ機会を創出し、地域の活性化、町の健康保持・増進を図り、それぞれが進んでスポーツ推進事業を実践していけるよう、スポーツ環境の充実、人・組織の育成と活性化への支援を行っていきます。

施策の推進においては、各地区スポーツ推進委員や体育協会をはじめとする人々と連携し、スポーツ団体間の調整を図り、活動を通じて交流を深め、家族や地域のつながりを育み、施策の推進に努めます。また、効果的な推進が期待できるよう、事業によっては町関係各課と連携を密に図っていきます。

生涯スポーツ振興にかかわる関係図



参 考 資 料

1 策定経緯

年 月 日	内 容	議題・その他
平成 26 年 12 月	町民スポーツ意識実態調査計画の作成	・町民スポーツ意識実態調査項目検討
平成 27 年 1 月 14 日 ～26 日	町民スポーツ意識実態調査	・東浦町に居住する 20 歳以上の町民を対象に郵送によるアンケート調査を実施
平成 27 年 6 月 25 日	第 1 回東浦町生涯スポーツ振興計画委員会	○生涯スポーツ振興計画の策定について ・スポーツ意識実態調査について ・振興計画の策定にあたって
平成 27 年 8 月 19 日	第 2 回東浦町生涯スポーツ振興計画委員会	○スポーツ振興計画の素案について ・スポーツに関する現状と課題 ・基本的な方向性、施策の展開
平成 27 年 10 月 28 日	第 3 回東浦町生涯スポーツ振興計画委員会	○スポーツ振興計画の素案、スポーツ振興計画ダイジェスト版について
平成 27 年 12 月 4 日	議会報告	・スポーツ振興計画の概要について
平成 27 年 12 月 16 日 ～平成 28 年 1 月 15 日	パブリックコメントの実施	

2 東浦町生涯スポーツ振興計画委員会名簿

平成 27 年度 東浦町生涯スポーツ振興計画委員

	氏 名	所 属
委 員 長	二宮 立美	体育協会会長
副委員長	中村 浩二	東浦町中小学校体育連盟代表（片葩小学校長）
委 員	江坂 晴	スポーツ少年団本部長
委 員	竹内 文彦	スポーツ推進委員委員長
委 員	加藤美年子	町健康づくり同好会連絡協議会会長
委 員	二宮 邦子	NPO 法人 森と川スポーツクラブ庶務理事
委 員	戸田喜久子	定期利用団体代表（幼児、小学生体操講師）
委 員	鈴木 了三	保護者及び学校開放施設利用者代表
委 員	前田 耕次	有識者（町議会議員経験者）

3 東浦町生涯スポーツ振興計画委員会設置要綱

東浦町生涯スポーツ振興計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、東浦町の生涯スポーツ振興に関わる全てを総合的に論議・検討し、住民がスポーツを日常生活の中に取り入れ、心と体の健全な維持増進を図り、明るく豊かで活力に満ちたまちづくりを進めるため、東浦町生涯スポーツ振興計画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の所管事務は次のとおりとする。

- (1) 生涯スポーツ振興に必要な計画を立案するための調査及び資料の作成に関すること。
- (2) 生涯スポーツ振興計画に必要な関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他生涯スポーツ振興に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうち教育長が委嘱する。

- (1) 教育委員会関係者
- (2) 行政機関関係者
- (3) 各種団体の役員
- (4) 公募により選考された者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の中から選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(委員会)

第6条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、事業遂行のため委員より意見を聴く。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、東浦町教育委員会スポーツ課(東浦町体育館内)において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行し、平成17年2月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

4 スポーツ基本法

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（条文）

スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域

間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者

等」という。)の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会(以下「研究集会等」という。)の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ。)の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識(スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。)の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決)

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに関する科学研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実地的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

(学校における体育の充実)

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

(顕彰)

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体(以下「地域スポーツクラブ」という。)が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれ

らの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（体育の日の行事）

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものと

する。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあっては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であって、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であって特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十五条の三第一号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第六条第一項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項」に改める。

（放送大学学園法の一部改正）

第六条 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。

（沖縄科学技術大学院大学学園法の一部改正）

第七条 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四号中「スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第二項」を「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第三十三条第二項」に改める。



東浦町生涯スポーツ振興計画

発行年月：平成 28 年 3 月
発 行：東浦町教育委員会
〒470-2192
愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
TEL：(0562) 83-31 1 1（代）